

事 務 連 絡
平成 1 9 年 7 月 1 7 日

新潟 社会 保険 事務 局
新潟県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
老人医療主管課（部）
長野 社会 保険 事務 局
長野県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
老人医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新潟県中越沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について

新潟県中越沖地震の被災に伴い、被保険者証、健康手帳等を焼失あるいは、家屋に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者等にあつては事業所名、国保の被保険者及び老人医療受給対象者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

なお、その取扱いについて、関係者に対して、遺漏なきよう周知されたい。

また、新潟社会保険事務局及び長野社会保険事務局におかれては、管下保険医療機関及び保険薬局の被害状況並びに療養の給付等を行うに当たって現時点で支障を来している事情等（平成 1 6 年新潟県中越地震の際の対策（別紙参照）の各項目を必要とする状況下にある保険医療機関等があるか否か等）について、新潟県、長野県、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係者から情報収集し、下記まで報告されたい。

厚生労働省保険局医療課医療係
T E L : 03-5253-1111（内線3276）
F A X : 03-3508-2746

〈別紙〉

事 務 連 絡
平成16年11月 4日

地 方 社 会 保 険 事 務 局 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部) 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部) 殿

厚生労働省保険局医療課

新潟県中越地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて

新潟県中越地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについては、当面、下記のとおり取り扱うこととしたので、関係団体への周知を図るようお願いしたい。

なお、この取扱いについては、関係局とも協議済みであることを申し添える。

また、被災のため、被保険者証等を家に残してきたまま避難している等の理由により、医療機関に提示できない場合、受診できる取扱いとしていることについては、別紙のとおり該当県には連絡しているところであるが、被災者が該当県以外で受診する場合においても同様の取扱いであるので、御承知の上関係機関等に周知願いたい。

記

1 保険医療機関等の建物が全半壊した場合の取扱い

保険医療機関である医療機関又は保険薬局である薬局の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設医療機関等」という。）において診療又は調剤等を行う場合、当該仮設医療機関等と全半壊等した保険医療機関等との間に、場所的近接性及び診療体制等から保険医療機関等としての継続性が認められる場合については、当該診療等を保険診療又は保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

2 保険調剤の取扱い

(1) 住家の全半壊等により、服薬中の薬剤を滅失した被災者が、処方せんを持参せ

ずに調剤を求めてきた場合については、以下の要件のいずれにも該当する場合には、保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

- ① 交通遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむをえない理由により、医師の診療を受けることができないものと認められること。単に当該患者の主治医が診療していないというだけでは認められないこと。
 - ② 電話、処方せん以外のメモなどで医師からの処方の内容が確認できること。
また、医療機関と連絡がとれない場合であって、処方内容が安定した慢性疾患であることが薬歴などによって明らかな場合についても認めるが、その場合にあっては、事後的に医師に処方内容を確認するものとする。
 - ③ 必要最小限の調剤であること。
- (2) 被災地の保険薬局において、次に掲げる処方せんを受け付けた場合においては、それぞれに掲げる事項を確認した上で、保険調剤として取り扱って差し支えないこと。
- ① 保険者番号、被保険者証・被保険者手帳の記号・番号の記載がない処方せん
被災により、被保険者証、健康手帳等を保険医療機関に提示できなかった場合であること。
この場合、保険薬局において、加入の保険及び被用者保険の被保険者等にあつては事業所名、国民健康保険の被保険者及び老人医療受給対象者にあつては住所を確認するとともに、調剤録に記載しておくこと。
なお、老人医療受給対象者については、さらに被用者保険、国民健康保険のいずれの加入者であるか確認し、被用者保険の加入者にあつては、可能な場合には事業所名についても確認し、調剤録に記載しておくこと。
 - ② 保険医療機関の記載がない処方せん
処方せんの交付を受けた場所を患者に確認すること。
なお、処方せんの交付を受けた場所が、救護所、避難所救護センター、その他保険医療機関以外の場所であることが明らかな場合は、保険調剤として取り扱えないものであること。
- (3) 災害救助法に基づく医療の一環として、救護所、避難所救護センター等で処方せんの交付を受けたと認められる場合には、当該調剤に係る報酬は救護所の設置主体である県市町に請求するものであること。
ただし、災害救助法が適用されている期間内において処方せんが交付され、かつ調剤されたものであること。

3 訪問看護の取扱い

- (1) 老人訪問看護基本療養費及び訪問看護基本療養費（以下「基本療養費」という。）については、「老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準」及び「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準」の施行について（平成14年3月8日保発第0308002号）において、老人訪問看護指示書及び訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に記載された有効期間内（6か月を限度とする）に行った指定老人訪問看護及び指定訪

問看護（以下「訪問看護」という。）について算定する取扱いとされているところであるが、次の①から③のいずれにも該当する場合には、基本療養費の算定ができるものとする。

- ① 平成16年10月23日以前に主治医の指示書の交付を受けている利用者であること。
 - ② 医療機関等が新潟県中越地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合であって、被災のため主治医と連絡がとれず、平成16年10月24日以降指示書の交付を受けることが困難なこと。
 - ③ 老人訪問看護ステーション及び訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という。）の看護師等が利用者の状態からみて訪問看護が必要と判断し訪問看護を実施したこと。
- (2) 老人訪問看護管理療養費及び訪問看護管理療養費（以下「管理療養費」という。）については、平成14年3月8日保発第0308002号通知において、利用者に係る老人訪問看護計画書及び老人訪問看護報告書又は訪問看護計画書及び老人訪問看護報告書（以下「計画書等」という。）を主治医に提出するなど計画的な管理を継続して行った場合に算定する取扱いとされているところであるが、医療機関等が新潟県中越地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合であって、被災のため主治医と連絡がとれず、やむを得ず計画書等を主治医に提出することができない場合であっても、管理療養費の算定ができるものとしたこと。
- (3) 前記(1)及び(2)の取扱いは、平成16年11月末までの訪問看護としたこと。
- (4) 訪問看護ステーションは、前記(1)から(3)により訪問看護を実施した場合は、その旨を訪問看護記録書に記録しておくこと。